

和光市駅南口公衆トイレネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

和光市駅南口公衆トイレの適正な管理及び運営を図るため、施設の愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する代わりに、和光市の玄関口に相応しいトイレの快適環境空間を創出し、市のイメージアップの推進を図る和光市駅南口公衆トイレのネーミングライツパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」）を募集します。

2 内容

- (1) ネーミングライツパートナーは和光市駅南口公衆トイレに企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができ、標識や施設の看板の架け替え、市のネーミングライツパートナーであることを自らのホームページ等でPRできます。
- (2) ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツの対価として命名権料（金銭による支払いでない場合は、快適環境に資する改修及び衛生管理の役務、現物の提供等を含む。）を市に支払います。
- (3) 市は、命名権料を原則として当該命名権料に係る施設の管理運営経費又は事業経費に充てることとします。
- (4) 市は、ネーミングライツによる愛称を市のホームページや広報などの情報媒体においては積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。

3 対象施設等

- (1) 名称 和光市駅南口公衆トイレ
- (2) 所在地 和光市本町3（和光市駅南口駅前広場内）
- (3) 設置年月 平成10年 3月
- (4) 概要 RC造平屋建て（52.78㎡）
男子トイレ（洋便器3、小便器4、洗面台2）
女子トイレ（洋便器3、洗面台2）
多目的トイレ（洋便器1、洗面台1、ベビーベッド1）
- (5) 愛称の使用期間 令和5年4月1日から5年以内（施設改修等に係る期間を含む。）

4 愛称の条件

愛称には、次の条件を満たした上で、企業名、商品名等を冠することができます。なお、募集するのは愛称であることから、施設の名称（和光市駅南口公衆トイレ）を変更するものではありません。（施設の名称をカッコ書きで併記する場合があります。）

- (1) 施設のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。

- (2) 愛称に使用する文字数は35字以内とすること。
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。
- (4) 別紙 和光市ネーミングライツ応募資格及び愛称の制限に関する基準 第2項各号に該当しないこと。

5 費用負担

ネーミングライツパートナーは、契約に係る経費及び愛称使用に伴う看板取付けなどの施設改修等に係る経費、また、契約期間満了後の原状回復に係る費用を負担することとなります。なお、愛称使用に伴う改修箇所、方法等については、市と協議して決定するものとします。ただし、引き続きネーミングライツパートナーとなった場合は、この限りではありません。

6 応募資格

別紙 和光市ネーミングライツ応募資格及び愛称の制限に関する基準 第1項に該当すること。

7 導入手続き

- (1) 募集要項公表 令和4年10月 3日（月）
- (2) 応募受付 令和4年11月10日（木）から11月15日（火）
- (3) 選定審査会 令和4年11月下旬
- (4) 優先交渉権者の決定 令和4年12月上旬
- (5) 内容協議 令和4年12月中旬
- (6) 契約締結 令和5年 2月上旬

8 応募手続

- (1) 質問の受付及び回答

ア 提出方法：質問がある場合は、令和4年11月8日（火）17時15分までに質問書（任意様式）により、Eメール又はFAXで提出

イ 提出先：和光市企画部資産戦略課維持管理担当

FAX 048-464-8822

Eメール b0100@city.wako.lg.jp

ウ 回答：受け付けた質問及びその回答は、令和4年11月9日（水）に市ホームページ上で公開する。なお、回答に当たっては、質問をした団体名は公表しません。

(2) 申込書の受付

- ア 受付期間：令和4年11月10日（木）から11月15日（火）午後5時15分まで
- イ 提出先：和光市企画部資産戦略課維持管理担当
埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所3階
- ウ 提出方法：直接、提出書類をご持参ください。（土曜日及び日曜日を除く。）（郵送等による応募は受け付けません。）

(3) 提出書類

以下の書類について、正本各1部、副本各1部及び同様の電子データの入ったCDを1枚提出すること。

書類は原則A4サイズとし、以下の書類アからクまでには通しの項番号を振ること。

- ア 和光市駅南口公衆トイレネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
- イ 定款、寄附行為その他団体の設立趣旨、組織運営に関する事項のわかる書類
- ウ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- エ 法人の印鑑証明書
- オ 最新年度の予算書及び事業計画書
- カ 直近2年分の決算書及び事業報告書
- キ 直近2年分の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書
（事業所が複数ある場合は、応募者の事業所に係るもの）
- ク 「委任状兼使用印鑑届」（営業所等の代理者が代理人として申し込みする場合）

(4) 応募に係る注意事項

- ア 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- イ 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできないものとします。ただし、市が必要とする場合は、追加として書類の提出を求めることがあります。
- ウ 応募書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- オ 応募1団体につき、提案は1案とします。
- カ 提出する書類の著作権は、ネーミングライツパートナーが決定するまでの間は応募者に帰属する。ネーミングライツパートナーの決定後、選考された応募書類の著作権は市に帰属する。
- キ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）にて提出すること。

9 審査方法

市職員で組織する選定審査会において、提案内容を総合的に審査、評価し、最も適切な者（優先交渉権者）及び次点交渉権者を選定します。なお、審査基準は、次のとおりです。

- (1) 応募者の適正（応募資格、応募者の安定性、継続性、社会性などについて）
- (2) 応募の趣旨（市のネーミングライツの目的との整合性について）
- (3) 愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなどについて）
- (4) 命名権料（施設の有する広告効果との妥当性）
- (5) 期間（ネーミングライツの運用の安定性を図れるかについて）
- (6) その他（施設の性格から選定基準となる事項について）

10 審査結果

審査結果は、和光市駅南口公衆トイレネーミングライツパートナー審査結果通知書（様式第2号）により、通知するとともに、市のホームページで公表します。

11 優先交渉権者の決定取消し等

次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者としての決定を取消すものとします。

- (1) 優先交渉権者決定後、定められた日までに契約を締結しなかったとき。
- (2) 提案内容に虚偽の報告があったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、優先交渉権者として相応しくないと市が判断したとき

12 契約

優先交渉権者に選定された団体等と協議を行い、協議が整ったときは、契約を締結します。（契約締結に係る費用は、優先交渉権者の負担とします。）優先交渉権者との協議が整わないとき、または優先交渉権者の決定が取消されたときは、選定において次点順位の交渉権者と順次協議を行います。

契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、施設等の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツパートナーの期間等を市ホームページ及び広報誌に掲載します。なお、契約したネーミングライツパートナーは、次回契約時に限り優先的に交渉することができます。

13 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。その場合における原状回復等に必要となる費用は、当該ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

■問合せ先

和光市企画部資産戦略課維持管理担当

埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所本庁舎3階

TEL 048-424-9083 (直通)

FAX 048-464-9922

Eメール b0100@city.wako.lg.jp